

一般競争入札公告

下記について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和4年 4月15日

甲良町長 野瀬 喜久男

1. 概要等

(1) 物件所在地 滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字岩井塚78番1

(2) 地目 雑種地

(3) 面積 691 m² (公簿上の面積)

(4) 予定価格 3,938,700 円

(5) 入札保証金 要

(6) 契約保証金 要

(7) 概要

ア. 甲良町では、上記町有地を一般競争入札により現状のまま売り払うもの。

イ. 入札への参加は、事前の申込みが必要となり、入札に参加を希望する者は、この公告に記載された内容を理解したうえで参加申し込みを行うものとする。

申込期間: 令和4年4月15日(金)から令和4年4月28日(木)

入札日: 令和4年6月9日(木)

ウ. 所有権は、売買代金の支払完了後、落札者の費用により町が所有権の移動を嘱託登記する。

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象の入札に参加しようとする者(以下、「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件に該当してはならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する次の者

ア. 成年被後見人

イ. 未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがされている者

エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(以下これらを「暴力団員等」という。)又は次のいずれかに該当する場合を含む。

(ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(イ) 入札に付する町有地等を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

(ウ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

(オ) 暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ク) 暴力団等又は前記(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ. エに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

カ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

キ. 破産者で復権を得ない者

(2) 甲良町町税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則(平成30年規則第2号)第2条第2号に規定する町税等に未納のない者

(3) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する甲良町職員

3. 入札参加資格

個人：甲良町の住民基本台帳に記録されているもの

法人：本店もしくは営業所を甲良町内に置くもの

4. 入札参加資格審査等

- (1) 入札参加申込書の提出があった者の中から要件を審査し、対象の競争入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)を選定する。
- (2) 書類を提出した者のうち、対象の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面(以下「入札参加不適合通知」という。)により通知する。
- (3) 「入札参加不適合通知」は、**令和4年5月20日(金)** に申込書記載の住所に対し、普通郵便により発送する。

5. 書類の提出等

入札参加申込書の提出は次のとおりとする。

(1) 提出期間、提出場所及び方法等

ア. 期 間 **令和4年4月15日(金)から4月28日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)**の午前**8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで**

イ. 場 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町役場2階 総務課
直通0749-38-3311

ウ. 方 法 持参(郵送又は電送は受け付けない)

エ. 提出部数 1部

オ. 提出書類 ○ 入札参加申込書

○ 添付書類

・印鑑登録証明書又は印鑑証明書(共有名義の場合は全員の分)

・法人登記簿謄本(共有名義の場合は全員の分)、役員一覧:法人の場合のみ

・誓約書

・土地利用計画書

(2) その他

ア. 必要書類等は、甲良町ホームページ

(<https://www.kouratown.jp/cyonososhiki/somuka/zaisankanrigakari/zaisanuriharai/2110.html>)に掲載。

イ. 次のいずれかに該当する場合は、入札参加申込書を受理しない。

(ア) 申込受付期間を過ぎてから提出されたもの

(イ) 入札参加申込書又は添付書類の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの

ウ. 入札参加申込者に関わる情報等の問い合わせには一切回答しない。

6. 留意事項

- (1) 一般競争入札による町有地の売払いは、複数の入札参加者で価格を競争し、甲良町があらかじめ定めた予定価格以上で最も高い価格をつけた者が落札者となる方法をいう。
- (2) 入札参加申込者のうち、参加要件を満たすものが入札参加者となる。ただし、2名以上の連名により、共有名義として参加申込することも可とする。
- (3) 入札の結果、落札した入札参加者が、その物件の購入者となる。落札後の売買契約及び所有権移転登記は入札参加申込書に記載された名義でしか行わない。
- (4) 町有地は現状のまま売り払うものとする。また、売買契約締結後、実測を行った場合で、公簿上の面積表示に比し増減があったときでも、買受人は町に対し異議を申し立てることができない。

7. 物件等に対する質問

物件等に対する質問は次のとおり行う。

(1) 受付期間 **令和4年5月23日(月) ~ 令和4年5月27日(金)**

(2) 提出方法 指定様式により直接持参すること。(様式は町ホームページに掲載)

郵送の場合は、締切前日までに到着のこと。又はFAX、電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 提出場所 甲良町役場 総務課(2階)

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 直通0749-38-3311

(4) 回 答 質問に対する回答は令和4年6月3日(金)の午後1時に町ホームページで公表する。

8. 入札執行の日時、場所

(1) 日 時 **令和4年6月9日(木) 午前10時～** 受付は開始時刻の30分前から

(2) 場 所 甲良町役場2階 会議室

(3) 当日持参するもの

- ア. 入札書
- イ. 入札保証金 ※「10. 入札保証金」を参照のこと。
- ウ. 委任状 ※入札参加者以外のもが入札に参加する場合。

(4) 留意事項

- ア. 入札書は、甲良町ホームページ
(<https://www.kouratown.jp/cyonososhiki/somuka/zaisankanrigakari/zaisanuriharai/2110.html>)に掲載の様式を使用すること。
- イ. 入札書には、入札参加者の住所・氏名(代理人が入札する場合は、入札参加者及び代理人の住所・氏名)を記入の上、入札参加者が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印すること。
- ウ. 入札書の入札額には、アラビア数字(0,1,2,3……)により購入希望価格を記載すること。また、**最初の数字の前に「¥」を記入**すること。
- エ. 入札書は封筒に入れて投函する必要はない。
- オ. 投函後の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- カ. 入札開始時刻までに、受付と入札保証金の納付を完了すること。
- キ. 入札会場への入室は、入札参加者ごとに2名までとする。
- ク. 入札参加者が、入札に関する権限を他者に委任する場合は、上記ホームページに掲載された「代理人による入札の場合の諸注意」を確認し、委任状を作成すること。

9. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者及び入札時点で「2 入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (8) 所定の入札書によらない入札
- (9) 事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (10) 入札関係職員の指示に従わない者及び入札会場の秩序を乱した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札保証金

- (1) 入札参加者(代理人が入札参加する場合は、代理人)は、入札当日の受付時に入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げた額)以上の額を納付するものとする。

[例]

○入札しようとする金額が“20,000,000円”の場合
(入札しようとする金額) (入札保証金の額)
 $20,000,000円 \times 5 / 100 = 1,000,000円 以上$

○入札しようとする金額が“20,050,000円”の場合
(入札しようとする金額) (入札保証金の額)
 $20,050,000円 \times 5 / 100 = 1,002,500円$
↓ (1,000円未満の端数を切上げ)
↓
1,003,000円 以上

- (3) 入札保証金の納入は、原則として**保証小切手**による納付とする。
※別紙「小切手の注意事項」参照
- (4) 入札保証金は、落札者以外の者には、入札執行後、速やかに返却する。ただし、利子はつけない。
- (5) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

11. 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行う。ただし、入札者のいずれもが開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない甲良町職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 落札者は、次の方法により決定する。
 - ア. **有効な入札を行った者のうち、入札書記載金額が、予定価格(最低売払価格)以上で、かつ、最も高い価格をつけた者を落札者とする。**
 - イ. ア. に該当する者が2名以上あるとき(最高額が同額の入札が複数あったとき)は、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない甲良町職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に発表する。
- (4) 入札者全員の入札額(落札額を含む。)及び落札者の氏名(法人の場合はその名称)は公開するものとする。
- (5) 開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行わない。

12. 契約

- (1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書及び下に示す文書等を契約担当者に提出しなければならない。
 - ア. 契約は、落札者名義でしか行わない。
 - イ. 共有名義で参加した場合、契約は「共有名義全員」の名義で行うものとする。この場合、共有者それぞれの持ち分を契約締結までに決定しておくこと。
 - ウ. 契約書には、印鑑登録証明書又は印鑑証明書に記載のものと同じの印鑑を押印すること。
 - エ. 作成する契約書2部のうち1部(甲良町保管用)に貼付する印紙は落札者負担とする。
- (2) 契約書提出時は、次の文書等を合わせて提出すること。なお、共有名義の場合、ア. もしくはイ. に示す書類は共有者それぞれのもを提出すること。
 - ア. 住民票: 個人の場合のみ
 - イ. 法人登記簿謄本(全部事項証明書)及び資格証明書(代表者事項証明書): 法人の場合のみ
 - ウ. 別途通知する所有権移転登記に要する印紙
 - エ. 契約保証金(契約額の10/100の額以上)※「13. 契約保証金」参照
- (3) 10日以内に契約書及び契約保証金を提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、発注者が提出できないことに同意した場合は除く。
- (4) 入札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。
- (5) 上記(3)及び(4)の場合を含め、落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後に「2. 入札参加に必要な資格に関する事項」に記載の事項に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、入札保証金は違約金として町に収納し、返却しない。
- (6) 契約にあたっては次の契約上の条件を遵守すること。条件に違反することが判明した場合は、契約を解除することがある。
 - ア. 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号および第6号に定める暴力団やその他反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用させてはならない。
 - イ. 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
 - ウ. 前記のア. 及びイ. に違反した場合には、売買代金の3割を違約金として町に支払わなければなりません。
 - エ. 町は落札者が前記のア. 及びイ. に違反した場合には、売買物件の買戻しをすることがある。

13. 契約保証金

- (1) 売買契約書提出時に、売買金額の10/100に相当する額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げた額)以上を契約保証金として納付すること。

- (2) 契約保証金の納入は、原則として**保証小切手**による納付とする。
- (3) 入札保証金は契約保証金に充当することができるものとする。ただし、入札保証金に、利子はつけない。
- (4) 前記により、入札保証金を契約保証金に充当する場合は、売買代金の10/100に相当する額から入札保証金額を控除した金額以上を納付すること。

14. 売買代金支払

- (1) 落札者は契約締結後、町が発行する納入通知書により、指定期日までに、売買代金を全額納付しなければならない。なお、契約保証金は売買代金に充当することができる。ただし、契約保証金に利子はつけない。
- (2) 契約締結後、指定期日までに売買代金が納付されないときは、契約を解除し、契約保証金を違約金として町に収納し、返却しない。

15. 所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転する。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、町が行う。この際、共有名義で売買契約を行った場合は、共有名義により所有権移転登記を行うものとする。
- (3) 登記に必要な登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡できない。
- (5) 落札者による売買代金の支払が確認できた後、町は遅滞なく売買物件の所有権の移転登記を囑託するものとする。

16. その他

- (1) 物件の引き渡しは現状のまま行うため、事前に現地確認を行うこと。ただし、町による現地説明は行わない。
- (2) 落札物件に建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法、県・町の条例等により、指導等がなされる場合があるため、必要に応じ関係機関に確認すること。
- (3) 町は、当該物件を現状有姿で落札者に売り渡すものであり、町は売買物件に数量の不足、または売買物件の品質上の問題(土壌汚染、地中埋設物および産業廃棄物を含むが、これらに限られない。)が発見された場合でも、落札者に対して一切の責任を負わないものとし、落札者は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求すること、または契約の取消しを主張することができないものとする。ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りでない。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とする。
- (5) 町は、売買物件の土壌汚染その他の汚染に関する調査を実施しないものとし、売買物件の引渡し後において当該売買物件に関して土壌汚染その他の汚染があることが判明した場合においても、落札者は、町に対して当該汚染の浄化費用の請求または契約の解除をすることができないものとする。
- (6) 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令ならびに甲良町財務規則、甲良町普通財産売払要綱の定めによる。
- (9) 入札及び契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札及び契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱(平成23年訓令第5号)第4条の規定による措置をとるものとする。